



広島市議会議員
母谷たつりのり

- 定例会
- 地球温暖化条例
- 地方自治法の一部改正
- 事業所税(Ⅲ)
- ミニ公募債

謹啓

清々しい青空と澄みきった空気が秋の訪れを感じさせます。さて、9月1日には福田首相が突然の辞任を発表し、急遽行われた総裁選の結果、麻生太郎氏が4回目の挑戦で内閣総理大臣に就任しました。国内では年金、医療、介護に加え食品偽装や中国製食品の薬物混入が後を絶たず日本の安心、安全神話が脅かされ続けています。さらに米国発のサブプライムローン問題に端を発した金融不安は世界中をどん底に陥れる世界金融恐慌、世界同時不況に発展する危険性をはらんでいます。

こうした状況下、麻生新総理は「**緊急総合経済対策の実施が早急に必要**」との認識を示して補正予算の成立に全力を挙げました。衆議院解散総選挙が叫ばれる中、『**国民生活の安定**』が政府・与党に課された使命であり、必要に応じた追加の経済対策など課題が山積する状況での政局重視は国民不在と言わざるを得ません。

今は与野党ともに真摯な政策論争を国民の前に示すことが重要であり実効性ある政策の実行が必要です。

まもなく訪れる紅葉の美しい景色を楽しみにしながら皆様のご健勝を心からお祈りいたします。 謹白

定例会〈平成20年9月12日～9月26日〉

今定例会は1億9,351万円の一般会計補正予算を含む当初16の議案が市長から提案され、最終日に人事同意案の2議案が追加されました。提出された議案の中には別記する**第96号議案「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例の制定について」と第95号議案「市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について」**も含まれています。

また、来春完成する新球場の呼称を定めることが出来る**命名権**(ネーミングライツ)について**第93号議案「新広島市民球場条例の一部改正につて」**も可決しました。最終的に今定例会に提出された18議案のうち17議案が原案可決され、1議案が否決となりました。

なお、特筆すべき点は、一般質問に立った10人の内、4人が現在広島市の進めている**「子供の権利に関する条例の制定について」**を取り上げたことです。こうした条例を定めようとする地方自治体が増え始めていることに多くの議会や市民、国民が懸念を示しており、制定当初は予想されなかったことが実際の運用面で社会問題化している都市もあるようです。事実、子供を健全に育成するための障害となる多くの問題が指摘されており、関連法令との整合性や未成年者に対する権利の定義について今後も引き続き活発な議論を深めることが必要となってきます。

地球温暖化条例

地球温暖化に対する近年の気候変動や気象状況は我々の生活を直撃しています。こうした問題について私たちが出来る身近な対策は市民、事業者、広島市が崇高な理念の下に相互理解と協力を惜しまないことで実現可能な重要課題だと思います。

広島市では本年を「**地球温暖化行動元年**」として位置づけ、その取り組みを条例で定めようとしたのですが、審議過程で内容に根本的な不備が見つかりました。今定例会で激しい議論となったのは分譲マンションを建築する業界団体に対する意見聴取や条例制定の趣旨を十分説明していなかった広島市に対し議会へ抗議の陳情が行われました。議論では対象物件の基準が明確に示されていないこ



「税」のスペシャリスト 自民党税制調査会長 津島雄二先生に陳情しました

とに対する不信がありました。また、計画書や報告書の提出、環境性能表示基準などはコストアップにつながり、購入者や企業経営を圧迫する**欠陥条例**には賛成できないという結果になりました。

経済環境委員会の採決では委員長を除く8人の内、賛成1、反対6、棄権1という結果で否決され、最終日の本会議では原案の実施時期を1年延期する修正案も提出されましたが、結局、委員会同様この議案は否決となりました。市当局はこの結果を受けて早期に整備し直して再提出する意向を示しています。

地方自治法の一部改正

本年の通常国会で地方自治法の一部が改正され、9月1日に施行されました。改正内容は2点で①議員の報酬を「報酬」から「議員報酬」とする改正、②各派代表者会議など議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場(以下、「**協議調整の場**」)を正規の議会活動とする改正が行われました。これらは**議会活動の範囲を明確化**する目的で改正されたのですが、これまでも実質的には公式と変わらない議会活動が非公式な扱いとされ曖昧になっていましたが、今後は法律上**公式な場**として正式に扱われることになりました。

そのため、議会では議会規則を改正する必要があり、藤田議長がリーダーシップを発揮し「市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を議員提出議案第7号としてまとめ54人中46人の賛成で可決されました。

なお、「協議調整の場」について以下のとおり現行と改正後について記しておきます。

《これまでの正規な議会活動》	《新たな協議調整の場となった会議》	《新たに正規な委員会活動に位置づけられたもの》
----------------	-------------------	-------------------------

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ・ 本会議 | ・ 全員協議会 | ・ 常任委員会(初会合) |
| ・ 常任委員会(会期中) | ・ 各派幹事長会議 | ・ 常任委員会(閉会中) |
| ・ 議会運営委員会 | ・ 正副常任委員長会議 | ・ 常任委員会市内視察 |
| ・ 予算特別委員会 | ・ 広報委員会 | ・ 原爆病院等慰問 |
| ・ 決算特別委員会 | ・ 世話人会議 | |

※ 太字が今後、法律的に公式の場として追加改正された会議です。

私が直接
ご返事します

あなたの声を聞かせてください
いい汗流そう!いい笑顔つくろう!

ご意見
ご要望は

母谷たつりのりホットライン

TEL.929-9002 info@motani.jp

事業所税（Ⅲ）

かねてより固定資産税との2重課税など問題点が指摘される中、平成の大合併によって事業所税の矛盾と不整合がさらに拡大しました。広島市と湯来町の合併においてはこの問題が置き去りにされ、当該事業所等が言われ無き不公平税制に悩まされ続けています。こうした問題の解決について9月17日、国政レベルへの働きかけとして陳情・要望活動を行うと同時に衆参両院に対し地方税法の一部改正又は事業所税の全廃を求める請願を提出しました。



衆議院議員 平口 洋先生にお世話になりました



自民党税制調査会長 津島雄二先生を議員会館へ尋ね陳情しました



自民党政調会長 保利耕輔先生と



自民党政調会長室で陳情・要望活動を終えて保利耕輔先生と 衆議院議員会館へ陳情・要望に訪れた皆さんと平口 洋議員

説明に対し熱心に
耳を傾けて戴く
保利政調会長



ミニ公募債

来春オープンする新広島市民球場のミニ公募債の受付が終わりました。建設費90億円のうち負担区分は球場使用料分35.66億円、国からのまちづくり交付金7.08億円、たる募金充当額1.26億円を差し引いた残り46億円を広島市23億円、広島県、経済界がそれぞれ11.5億円負担することになっています。

このうち広島市と広島県が負担する建設費のうちそれぞれ10億円ずつ合計で20億円のミニ公募債を10月初旬に募集しました。

結果は12,000件を超える応募があり、金額面でも予定の20億円をはるかに超える66億2,220万円が申し込まれました。市民、県民、カープファンの熱意が伝わってくるようで力強くもあり嬉しくもありといった状況ではないでしょうか。

ところがこの応募に対して広島市は「予定をオーバーしたので申込者に対して抽選する」という方針を決めて10月17日に実施しました。

『何ともったいない』と思うのは私だけでしょうか？

66億円あれば市、県の負担額を合わせた34.8億円に充当してもまだ30億円以上の資金が残ります。開場後にもランニングコストや周辺整備にお金は必要です。新球場整備関連経費等一体的に考えて「この善意を有効に使わせていただく」という気持ちが全くないところに寂しさを感じます。抽選にしなければ市、県が負担するところがなくなり体裁や格好が悪いというのが本音だと推察しますが、ちょっと違うんじゃないですかね。

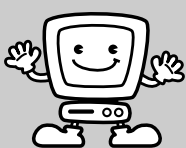
Challenge 21

母谷たつりの 事務所

市議会
TEL.504-2442
FAX.244-1419

〒731-5114 広島市佐伯区美鈴が丘西5丁目17番12号
TEL.929-9002 FAX.927-7080

Email info@motani.jp



広島市議会ホームページ
<http://www.city.hiroshima.jp/gikai/index.html>
母谷たつりのホームページ
<http://www.motani.jp>

「明るく、元気で、魅力ある広島」の実現!